

特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律(平成28年法律第81号)の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

1 月例給の改定【平成28年4月から改定】

秘書官の俸給月額を、一般職の一般の職員に準じて、400円の引上げを基本に改定

※ 内閣総理大臣等の俸給月額については、一般職の指定職職員に準じて改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【平成28年12月期から改定】

内閣総理大臣等の特別給を、一般職の指定職職員に準じて、0.1月分引上げ(年間3.15月分→3.25月分)

※ 秘書官の特別給については、現行法上、一般職の一般の職員の例によることとされている(0.1月分引上げ。年間4.20月分→4.30月分)

3 施行期日

公布の日(平成28年11月24日。一部の規定は平成29年4月1日)